町立病院だより Vol. 4 (



今月のテーマ:意外と知らない?高額療養費制度

病院って、お金がかかりますよね。入院したらなおのこと!お金が心配で治療に身が 入らないなんてことがないように、高額療養費制度・限度額適用制度の事について知っ ておきましょう。

高額療養費制度は、病院に支払った医療費が一定の額を超えると後からお金が返って くる制度なのですが、お金が返ってくるまでに少し時間が掛かってしまいます。

そこで、おすすめなのが限度額適用の制度です。制度を利用した場合、病院での患者様の負担が大幅 に軽くなる場合があります。

《計算例》

国民健康保険に加入しているAさん(65歳)が入院して医療費が40万円かかった場合

A さんの 所得区分: エ (基準総所得金額 210 万円以下)

自己負担割合:3割

自己負担限度額:57,600円(3回目まで)



自己負担割合は3割のため 自己負担額は400,000円×3割=120,000円となります。

限度額適用の制度を利用しない場合

①医療機関の窓口で、 120,000 円を支払います。







②役場から高額療養費に関 する書類が届きます。



③役場に申請をすると限度額を超えた金額 120.000 円 - 57.600 円 (自己負担限度額) = 62,400円が、あとから支給されます。



限度額適用の制度を利用した場合

①医療機関の窓口で、 57,600 円を支払います。



高額療養費の支給には3~4か月程度かかります

限度額適用制度の利用を考えている方は、入院 の予定が決まったらお早めに病院窓口、相談員に お声がけください。

文:肝付町立病院 須田 悌功

お問い合わせ先 肝付町立病院 ☎ 0994(67)2721

消費生活相談

慌てないで!災害後の住宅修理トラブル!

相談事例

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあった チラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブ ルーシートを掛けてもらい、屋根のふき替え工事をしてもら

うことになったが約200万円と高額だった。 もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、 「これしか扱っていない」と言われた。雨漏り で困っていたこともあり契約したが、やはり 高額なので解約したい。



●一言助言●

・豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の 修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業 者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりし た上で慎重に契約しましょう。

・安心して依頼できる事業者に ついて、日ごろから情報を集 めておくことも大切です。



クーリング・オフの方法や困ったな、おかしいなと思った時はお早めにご相談ください。

消費生活相談窓口 (鹿屋市消費生活センター) ☎ 0994(31)1169

消費者ホットライン☎188 (土・日・祝日は県・又は国の相談センターにつながります)